

平成19年度和歌山県一般会計予算及び各特別
会計予算

和 歌 山 県

目 次

平成19年度和歌山県一般会計予算	1
平成19年度和歌山県農林水産振興資金特別会計予算	15
平成19年度和歌山県中小企業振興資金特別会計予算	19
平成19年度和歌山県母子寡婦福祉資金特別会計予算	22
平成19年度和歌山県修学奨励金特別会計予算	25
平成19年度和歌山県職員住宅特別会計予算	28
平成19年度和歌山県営競輪事業特別会計予算	31
平成19年度和歌山県営港湾施設管理特別会計予算	34
平成19年度和歌山県流域下水道事業特別会計予算	38
平成19年度和歌山県市町村振興資金特別会計予算	43
平成19年度和歌山県自動車税等証紙特別会計予算	46
平成19年度和歌山県用地取得事業特別会計予算	49
平成19年度和歌山県公債管理特別会計予算	53
平成19年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算	57
平成19年度和歌山県工業用水道事業会計予算	59
平成19年度和歌山県土地造成事業会計予算	61

平成19年度和歌山県一般会計予算

平成19年度和歌山県の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ517,872,045千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 県	税	101,741,000 ^{千円}
	1 県 民 税	35,506,000
	2 事 業 税	25,581,000
	3 地 方 消 費 税	13,316,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,670,000
	5 県 た ば こ 税	2,214,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	511,000
	7 自 動 車 税	12,839,000
	8 鉱 区 税	200
	9 自 動 車 取 得 税	2,849,000
	10 軽 油 引 取 税	6,208,000
	11 狩 猟 税	46,700
	12 旧 法 に よ る 税	100
2 地 方 消 費 税 清 算 金		18,020,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	18,020,000
3 地 方 譲 与 税		2,488,000
	1 地 方 道 路 譲 与 税	2,324,000
	2 石 油 ガ ス 譲 与 税	160,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	4,000
4 地 方 特 例 交 付 金		542,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	485,000
	2 特 別 交 付 金	57,000
5 地 方 交 付 税		153,000,000
	1 地 方 交 付 税	153,000,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		410,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	410,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		4,002,639
	1 分 担 金	72,126
	2 負 担 金	3,930,513

款	項	金額
8 使用料及び手数料		6,900,633 <small>千円</small>
	1 使用料	5,053,994
	2 手数料	1,846,639
9 国庫支出金		68,055,673
	1 国庫負担金	44,556,039
	2 国庫補助金	21,946,212
	3 委託金	1,553,422
10 財産収入		1,259,611
	1 財産運用収入	462,580
	2 財産売却収入	797,031
11 寄附金		7,200
	1 寄附金	7,200
12 繰入金		23,469,697
	1 特別会計繰入金	1,236,194
	2 基金繰入金	22,233,503
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		61,509,991
	1 延滞金、加算金及び過料等	427,922
	2 県預金利子	17,449
	3 貸付金元利収入	54,477,295
	4 収益事業収入	4,022,065
	5 受託事業収入	64,858
	6 利子割精算金収入	5,318
	7 雑収入	2,495,084
15 県債		76,465,600
	1 県債	76,465,600
歳入合計		517,872,045

(歳 出)		
款	項	金 額
1 議 会 費		1,326,591 <small>千円</small>
	1 議 会 費	1,326,591
2 総 務 費		37,643,707
	1 総 務 管 理 費	20,319,088
	2 企 画 費	5,684,446
	3 徴 税 費	4,473,951
	4 市 町 村 振 興 費	1,381,125
	5 選 挙 費	1,385,461
	6 防 災 費	2,956,058
	7 統 計 調 査 費	366,117
	8 人 事 委 員 会 費	136,747
	9 監 査 委 員 費	222,946
	10 青 少 年 女 性 政 策 費	593,681
	11 自 然 保 護 費	124,087
3 民 生 費		52,616,552
	1 社 会 福 祉 費	39,546,956
	2 児 童 福 祉 費	9,811,908
	3 生 活 保 護 費	3,238,893
	4 災 害 救 助 費	18,795
4 衛 生 費		9,516,222
	1 公 衆 衛 生 費	4,244,265
	2 環 境 衛 生 費	429,284
	3 保 健 所 費	1,644,919
	4 医 薬 費	1,841,621
	5 環 境 対 策 費	1,356,133
5 労 働 費		1,028,688
	1 労 政 費	289,417
	2 職 業 訓 練 費	621,217
	3 労 働 委 員 会 費	118,054
6 農 林 水 産 業 費		32,056,298
	1 農 業 費	6,203,387

款	項	金額
	2 畜 産 業 費	682,714
	3 農 地 費	9,218,731
	4 林 業 費	9,868,904
	5 水 産 業 費	6,082,562
7 商 工 費		58,081,391
	1 商 業 費	54,342,326
	2 工 鉱 業 費	3,235,232
	3 観 光 費	503,833
8 土 木 費		78,685,571
	1 土 木 管 理 費	4,378,200
	2 道 路 橋 り よ う 費	45,177,904
	3 河 川 海 岸 費	15,597,988
	4 港 湾 費	5,352,023
	5 都 市 計 画 費	6,558,786
	6 住 宅 費	1,620,670
9 警 察 費		30,517,481
	1 警 察 管 理 費	28,166,437
	2 警 察 活 動 費	2,351,044
10 教 育 費		118,285,023
	1 教 育 総 務 費	20,755,604
	2 小 学 校 費	38,903,328
	3 中 学 校 費	21,821,414
	4 高 等 学 校 費	25,192,268
	5 特 別 支 援 学 校 費	8,781,455
	6 社 会 教 育 費	1,820,218
	7 保 健 体 育 費	1,010,736
11 災 害 復 旧 費		6,365,320
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,429,708
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	4,935,612
12 公 債 費		65,075,676
	1 公 債 費	65,075,676

款	項	金額
13 諸 支 出 金		26,473,525 ^{千円}
	1 地 方 消 費 税 清 算 金 2 利 子 割 交 付 金 3 地 方 消 費 税 交 付 金 4 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 5 自 動 車 取 得 税 交 付 金 6 利 子 割 精 算 金 7 配 当 割 交 付 金 8 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	13,223,000 662,250 9,056,000 358,071 1,895,022 275 530,799 748,108
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出	合 計	517,872,045

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
1 平成19年度紀北分院整備基本実施設計委託	平成20年度 (1年)		24,931 ^{千円}
2 平成19年度職員研修委託	自 平成20年度 至 平成21年度 (2年)		84,000
3 平成19年度自動車税納税通知書等封入封かん委託	自 平成19年度 至 平成20年度 (2年)		7,685
4 平成19年度住民基本台帳ネットワークシステム業務サーバ等賃借料	自 平成20年度 至 平成24年度 (5年)		193,740
5 平成19年度西牟婁総合庁舎耐震等改修	平成20年度 (1年)		822,442
6 平成19年度振興局 I P 対応電話交換機賃借料	自 平成20年度 至 平成23年度 (4年)		144,396
7 平成19年度和歌山大学新駅(仮称)設置補助	自 平成20年度 至 平成24年度 (5年)		510,758
8 平成19年度有功ヶ丘学園改築整備工事	平成20年度 (1年)		205,552
9 平成19年度有功ヶ丘学園改築整備工事監理委託	平成20年度 (1年)		4,627
10 平成19年度産業技術専門学院建築科訓練委託	自 平成20年度 至 平成21年度 (2年)		38,240
11 平成19年度財団法人和歌山県農業公社事業融資損失補償	資金貸付の日から最終償還期限到来後10か月を経過し全国農地保有合理化協会が補償の履行日を指定した日まで	全国農地保有合理化協会からの300,000千円を限度額とする融資のうち最終償還期限到来後10か月の期間満了日に弁済できなかった元金額(延滞金及び違約金を含む)及び損失確定日以後の利息に相当する額	
12 平成19年度県営中山間総合整備(日向地区)工事	自 平成20年度 至 平成21年度 (2年)		930,000
13 平成19年度農業経営負担軽減支援資金融資	自 平成19年度 至 平成35年度 (17年)	融資総額100,000千円を限度として年1.25%以内で計算した額	
14 平成19年度農業近代化資金利子補給	自 平成19年度 至 平成40年度 (22年)	融資総額1,800,000千円を限度として年1.25%以内で計算した額	
15 平成19年度生活営農資金融資利子補給	自 平成19年度 至 平成35年度 (17年)	融資総額500,000千円を限度として年0.5%以内で計算した額	

事 項	期 間	限 度 額
16 平成19年度農業経営基盤強化資金 利子補給	自 平成19年度 至 平成45年度 (27年)	融資総額500,000千円を限度として 年0.135%以内で計算した額 千円
17 平成19年度うめ対策緊急特別利子 補給	自 平成19年度 至 平成25年度 (7年)	融資総額300,000千円を限度として 年1.25%以内で計算した額
18 平成19年度わかやま森林と緑の公 社事業融資損失補償	資金貸付の日から最終償還期限到 来後10か月を経過し農林漁業金融 公庫が補償の履行日を指定した日 まで	農林漁業金融公庫が融資した造林資 金19,312千円のうち損失確定日(最 終償還期限到来後10か月の期間満了 日)において弁済できなかった元利 金合計額(遅延利息を含む)に相当 する額
19 平成19年度漁業金融制度資金利子 補給	自 平成19年度 至 平成39年度 (21年)	融資総額800,000千円を限度として 年1.75%以内で計算した額
20 平成19年度広域営農団地農道整備 (紀の川左岸2期地区かつらぎ2 工区4号橋上部工)	平成20年度 (1年)	100,000
21 平成19年度広域営農団地農道整備 (紀の川左岸2期地区かつらぎ3 工区1号橋上部工)	平成20年度 (1年)	140,000
22 平成19年度箕島漁港漁港施設整備 (広域・水門)工事	自 平成20年度 至 平成21年度 (2年)	1,150,000
23 平成19年度和歌山県火災共済協同 組合損失補償	自 平成19年度 至 平成21年度 (3年)	300,000
24 平成19年度中小企業短期決済資金 融資損失補償	自 平成19年度 至 平成21年度 (3年)	融資総額2,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額
25 平成19年度中小企業経営支援資金 融資損失補償	自 平成19年度 至 平成27年度 (9年)	融資総額23,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額
26 平成19年度中小企業小企業応援資 金融資損失補償	自 平成19年度 至 平成30年度 (12年)	融資総額10,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額
27 平成19年度中小企業新規開業資金 融資損失補償	自 平成19年度 至 平成27年度 (9年)	融資総額2,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額
28 平成19年度中小企業資金繰り安定 資金融資損失補償	自 平成19年度 至 平成28年度 (10年)	融資総額43,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額

事 項	期 間	限 度 額
29 平成19年度中小企業成長サポート 資金融資損失補償	自 平成19年度 至 平成27年度 (9年)	融資総額1,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額 千円
30 平成19年度土木工事事務管理シス テム機器等入替	自 平成20年度 至 平成22年度 (3年)	5,391
31 平成19年度県道小野田内原線(安 原踏切)地方特定道路整備工事	平成20年度 (1年)	80,000
32 平成19年度国道370号美里バイ パス(仮称美里4号橋上部工)道 路改築工事	平成20年度 (1年)	200,000
33 平成19年度国道370号毛原~小 西拡幅(仮称毛原宮橋上部工)道 路改築工事	平成20年度 (1年)	150,000
34 平成19年度国道371号温川バイ パス(仮称温川2号トンネル)道 路改築工事	自 平成20年度 至 平成21年度 (2年)	1,150,000
35 平成19年度国道424号修理川バ イパス(仮称修理川1号トンネル) 道路改築工事	自 平成20年度 至 平成21年度 (2年)	1,300,000
36 平成19年度国道371号蔵土バイ パス(仮称蔵土1号橋上部工)特 殊改良工事	平成20年度 (1年)	250,000
37 平成19年度国道371号蔵土バイ パス(路側工)特殊改良工事	平成20年度 (1年)	100,000
38 平成19年度県道泉佐野岩出線(仮 称新風吹下り線トンネル)県道改 築工事	自 平成20年度 至 平成21年度 (2年)	1,300,000
39 平成19年度県道西川原粉河線(仮 称5号橋上部工)地方道路交付金 道路改良工事	平成20年度 (1年)	280,000
40 平成19年度県道吉備金屋線(オン ランプ橋上部工)地方道路交付金 道路改良工事	平成20年度 (1年)	130,000
41 平成19年度県道御坊美山線(仮称 新観音寺橋)地方道路交付金道路 改良工事	平成20年度 (1年)	250,000
42 平成19年度県道江川小松原線(旧 入野橋撤去)地方道路交付金道路 改良工事	平成20年度 (1年)	150,000
43 平成19年度都市計画道路西脇山口 線(六十谷工区)地方道路交付金 道路改良工事	平成20年度 (1年)	100,000

事 項	期 間	限 度	額
44 平成19年度切目川河川総合開発付替道路工事	自 平成20年度 至 平成21年度	(2年)	千円 900,000
45 平成19年度港湾等施設長命化計画策定業務	平成20年度	(1年)	22,500
46 平成19年度和歌山下津港方地区津波・高潮危機管理対策緊急(港湾)工事	平成20年度	(1年)	50,000
47 平成19年度遺失物管理システムリース	自 平成20年度 至 平成24年度	(5年)	41,635
48 平成19年度インターネット用端末機器リース	自 平成20年度 至 平成23年度	(4年)	5,692
49 平成19年度I C免許追記端末機器リース	自 平成20年度 至 平成24年度	(5年)	35,826
50 平成19年度情報教育環境整備	自 平成20年度 至 平成25年度	(6年)	122,100
51 平成19年度県立高等学校校舎等改築	自 平成19年度 至 平成22年度	(4年)	2,990,175
52 平成19年度教育ネットワーク学校用端末賃借料	自 平成20年度 至 平成25年度	(6年)	187,992
53 平成19年度土木施設災害復旧	平成20年度	(1年)	500,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共港湾事業	千円 1,747,100	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成19年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につい ては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公共河川事業	1,776,100	以下同上	以下同上	以下同上
公共海岸事業	301,100			
公共農業農村事業	1,341,800			
公共都市計画事業	90,000			
公共災害関連事業	2,761,000			
公共治山事業	944,200			
公共治水事業	1,156,700			
公共林道事業	200,700			
公共水産基盤事業	701,500			
公共道路事業	10,139,300			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	千円 410,800	(1) 借入先 政府、銀行 又はその他 (2) 借入時期 平成19年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3) 借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につ いては、その融通 条件により、銀行 その他の場合には その債権者と協 定するものとし る。 ただし、県財政 の都合により、 年限変更、繰上 償還又は低利借 換えすることが できる。
過年補助災害復旧 事業	185,300	以下同上	以下同上	以下同上
現年補助災害復旧 事業	1,512,700			
単独災害復旧事業	50,000			
社会福祉施設整備 事業	192,600			
施設整備事業	60,000			
公害対策事業	126,000			
半島振興道路整備 事業	1,408,800			
高等学校整備事業	1,164,700			
警察施設整備事業	750,600			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川等関連公共施設整備促進事業	千円 569,500	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成19年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ の他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
日高港港湾整備	20,000	以下同上	以下同上	以下同上
関西国際空港株式 会社出資金	39,600			
アスベスト対策	13,500			
都市再生事業	32,400			
地域情報通信基盤 整備事業	682,800			
合併特例事業	2,633,600			
防災対策事業	2,604,200			
臨時地方道整備事業	4,599,200			
臨時河川等整備事業	559,500			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時高等学校整備 事業	千円 358,100	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成19年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
地域再生事業	3,000,000	以下同上	以下同上	以下同上
行政改革推進	2,000,000			
公立大学法人和歌 山県立医科大学貸 付金	700,000			
紀北分院整備	32,200			
臨時財政対策	18,100,000			
退職手当	13,500,000			

平成19年度和歌山県農林水産振興資金特別会計予算

平成19年度和歌山県の農林水産振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,191,698千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 国庫支出金		16,000 ^{千円}
	1 国庫補助金	16,000
2 繰入金		51,391
	1 一般会計繰入金	51,391
3 繰越金		141,272
	1 繰越金	141,272
4 諸収入		916,370
	1 県預金利子	4
	2 貸付金元利収入	696,363
	3 雑収入	220,003
5 県債		66,665
	1 県債	66,665
歳入合計		1,191,698

(歲 出)		
款	項	金 額
1 農 林 水 產 業 費		1,191,698 ^{千円}
	1 農 業 費	315,444
	2 林 業 費	772,832
	3 水 產 業 費	103,422
歲 出	合 計	1,191,698

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	<p style="text-align: right;">千円 66,665</p>	<p>政府から借入れるものとし、この借入方法、その他一切の事項は、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）の定める融資条件に従うものとする。</p> <p>ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p>	<p style="text-align: center;">% 0</p>	<p>青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第18条の規定による融資条件に従うものとする。</p>

平成19年度和歌山県中小企業振興資金特別会計予算

平成19年度和歌山県の中小企業振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ763,356千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰越金		16,482 ^{千円}
	1 繰越金	16,482
2 諸収入		746,874
	1 県預金利息	943
	2 貸付金元利収入	745,631
	3 雑収入	300
歳入	合計	763,356

(歲 出)

款	項	金 額
1 商 工 費		763,356 ^{千円}
	1 中小企業振興資金助成費	763,356
歲 出	合 計	763,356

平成19年度和歌山県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成19年度和歌山県の母子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ144,747千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰越金		52,201 ^{千円}
	1 繰越金	52,201
2 諸収入		92,546
	1 県預金利子	100
	2 貸付金元利収入	92,436
	3 雑収入	10
歳入	合計	144,747

(歲 出)		
款	項	金 額
1 民 生 費		144,747 ^{千円}
	1 母 子 寡 婦 福 祉 費	144,747
歲 出	合 計	144,747

平成19年度和歌山県修学奨励金特別会計予算

平成19年度和歌山県の修学奨励金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ318,050千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰入金		132,324 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	132,324
2 繰越金		3,673
	1 繰越金	3,673
3 諸収入		182,053
	1 貸付金元利収入	37,000
	2 雑収入	145,053
歳入	合計	318,050

(歳 出)		
款	項	金 額
1 教 育 費		318,050 ^{千円}
	1 教 育 総 務 費	318,050
歳 出	合 計	318,050

平成19年度和歌山県職員住宅特別会計予算

平成19年度和歌山県の職員住宅特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ259,235千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 財産収入		258,773 ^{千円}
	1 財産運用収入	258,773
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		461
	1 県預金利子	460
	2 雑収入	1
歳入	合計	259,235

(歳 出)		
款	項	金 額
1 総 務 費		259,235 ^{千円}
	1 職 員 住 宅 管 理 費	259,235
歳 出	合 計	259,235

平成19年度和歌山県営競輪事業特別会計予算

平成19年度和歌山県の県営競輪事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,565,507千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 収益事業収入		16,756,431 ^{千円}
	1 収益事業収入	16,756,431
2 使用料及び手数料		543,528
	1 使用料	543,528
3 財産収入		8,170
	1 財産運用収入	8,169
	2 財産売却収入	1
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		257,377
	1 県預金利子	1
	2 雑収入	257,376
歳入	合計	17,565,507

(歳 出)		
款	項	金 額
1 県営競輪特別事業費		17,390,630 ^{千円}
	1 競輪事業費	17,390,630
2 諸支出金		173,877
	1 公営企業金融公庫納付金	173,877
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	17,565,507

平成19年度和歌山県営港湾施設管理特別会計予算

平成19年度和歌山県の県営港湾施設管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ835,744千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		473,994 ^{千円}
	1 使用料	473,994
2 財産収入		958
	1 財産運用収入	957
	2 財産売却収入	1
3 繰入金		277,231
	1 一般会計繰入金	277,231
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		3,560
	1 延滞金、加算金及び過料等	1
	2 県預金利子	1
	3 雑収入	3,558
6 県債		80,000
	1 県債	80,000
歳入合計		835,744

(歲 出)		
款	項	金 額
1 港 灣 施 設 管 理 費		835,744 ^{千円}
	1 港 灣 施 設 管 理 費	835,744
歲	出 合 計	835,744

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
和歌山下津港港湾整備	千円 80,000	<p>(1) 借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2) 借入時期 平成19年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。</p> <p>(3) 借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p>％ 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)</p>	<p>政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとし る。</p> <p>ただし、県財 政の都合によ り、年限変更 、繰上償還又 は低利借換え することができる。</p>

平成19年度和歌山県流域下水道事業特別会計予算

平成19年度和歌山県の流域下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,991,776千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,247,500 ^{千円}
	1 負担金	1,247,500
2 使用料及び手数料		16
	1 使用料	16
3 国庫支出金		3,379,000
	1 国庫補助金	3,379,000
4 繰入金		653,586
	1 一般会計繰入金	650,351
	2 特別会計繰入金	3,235
5 諸収入		464,674
	1 雑収入	464,674
6 県債		1,247,000
	1 県債	1,247,000
歳入合計		6,991,776

(歳 出)		
款	項	金 額
1 土 木 費		6,991,776 ^{千円}
	1 下 水 道 事 業 費	6,991,776
歳 出	合 計	6,991,776

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
1 平成19年度伊都浄化センター建設 工事（砂ろ過施設：機械・電気設 備）	自 平成20年度 至 平成21年度 (2年)		960,000
2 平成19年度伊都浄化センター建設 工事（焼却施設：建築・設備）	自 平成20年度 至 平成21年度 (2年)		2,450,000
3 平成19年度那賀幹線管渠工事（小 口径シールド：紀の川市粉河工区）	自 平成20年度 至 平成21年度 (2年)		600,000
4 平成19年度桃山幹線管渠工事（推 進：紀の川市桃山町工区）	平成20年度 (1年)		50,000
5 平成19年度貴志川幹線管渠工事 （推進：紀の川市貴志川町工区）	平成20年度 (1年)		120,000
6 平成19年度貴志川幹線管渠工事 （小口径シールド：紀の川市貴志 川町工区）	自 平成20年度 至 平成21年度 (2年)		650,000
7 平成19年度那賀浄化センター建設 工事（汚泥処理棟等：機械・電気 設備）	平成20年度 (1年)		113,000

千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
紀の川流域下水道事業	千円 202,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成19年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとし る。 ただし、県財 政の都合によ り、年限変更 、繰上償還又 は低利借換え することができる。
紀の川中流流域下水道事業	1,045,000	同上	同上	同上

平成19年度和歌山県市町村振興資金特別会計予算

平成19年度和歌山県の市町村振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,094,031千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰越金		211,838 ^{千円}
	1 繰越金	211,838
2 諸収入		1,882,193
	1 県預金利子	1
	2 貸付金元利収入	1,882,192
歳入	合計	2,094,031

(歳 出)		
款	項	金 額
1 総 務 費		2,094,031 ^{千円}
	1 市 町 村 振 興 費	2,094,031
歳 出	合 計	2,094,031

平成19年度和歌山県自動車税等証紙特別会計予算

平成19年度和歌山県の自動車税等証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,286,631千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 証紙収入		3,286,630 ^{千円}
	1 証紙収入	3,286,630
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入	合計	3,286,631

(歳 出)		
款	項	金 額
1 総 務 費		3,286,631 ^{千円}
	1 繰 出 金	3,286,631
歳 出	合 計	3,286,631

平成19年度和歌山県用地取得事業特別会計予算

平成19年度和歌山県の用地取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,649,444千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 財産収入		4,051,235 ^{千円}
	1 財産売却収入	4,051,235
2 繰入金		181,209
	1 一般会計繰入金	180,934
	2 特別会計繰入金	275
3 県債		2,417,000
	1 県債	2,417,000
歳入	合計	6,649,444

(歳 出)		
款	項	金 額
1 土 木 費		6,649,444 <small>千円</small>
	1 道路橋りよう用地取得事業費	4,936,465
	2 河川海岸用地取得事業費	1,254,652
	3 都市計画用地取得事業費	458,327
歳 出	合 計	6,649,444

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
紀北東道路先行取得事業	千円 1,033,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成19年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとし る。 ただし、県財 政の都合によ り、年限変更 、繰上償還又 は低利借換え することができる。
紀北西道路先行取得事業	520,000	以下同上	以下同上	以下同上
切目川ダム先行取得事業	864,000			

平成19年度和歌山県公債管理特別会計予算

平成19年度和歌山県の公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88,688,165千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 財産収入		1,326 <small>千円</small>
	1 財産運用収入	1,326
2 繰入金		70,127,619
	1 一般会計繰入金	64,793,409
	2 特別会計繰入金	5,334,210
3 県債		18,559,220
	1 県債	18,559,220
歳入	合計	88,688,165

(歲 出)		
款	項	金 額
1 公 債 費		88,688,165 ^{千円}
	1 公 債 費	88,688,165
歲 出	合 計	88,688,165

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>18,559,220</p>	<p>(1) 借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2) 借入時期 平成19年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3) 借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p>5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)</p>	<p>政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとし る。</p> <p>ただし、県財 政の都合によ り、年限変更 、繰上償還又 は低利借換え することができる。</p>

平成19年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度和歌山県立こころの医療センター事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		
精 神 病 床		300床
(2) 年 間 患 者 数		
入 院 患 者		91,217人
外 来 患 者		32,306人
(3) 一 日 平 均 患 者 数		
入 院 患 者		249.2人
外 来 患 者		131.8人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 病院事業収益		2,005,156千円
第1項 医業収益		1,444,321千円
第2項 医業外収益		560,835千円
	支 出	
第1款 病院事業費用		2,311,257千円
第1項 医業費用		2,198,853千円
第2項 医業外費用		112,304千円
第3項 予備費		100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 資本的収入		210,301千円
第1項 他会計負担金		210,301千円
	支 出	
第1款 資本的支出		210,301千円
第1項 企業債償還金		210,301千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費		1,485,181千円
---------------	--	-------------

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、187,007千円と定める。

平成19年度和歌山県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度和歌山県工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	35箇所
(2) 年間総給水量	61,817,400m ³
(3) 1日平均給水量	168,900m ³
(4) 主要な建設改良事業費	
河川水位計工事	6,321千円
防食装置設置工事	6,171千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		793,719千円
第1項 営業収益		734,370千円
第2項 営業外収益		35,903千円
第3項 特別利益		23,446千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		744,651千円
第1項 営業費用		638,794千円
第2項 営業外費用		50,754千円
第3項 特別損失		50,103千円
第4項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額343,790千円は、当年度分損益勘定留保資金185,423千円及び過年度分損益勘定留保資金158,367千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		441千円
第1項 固定資産売却代金		441千円
	支	出
第1款 資本的支出		344,231千円
第1項 建設改良費		37,999千円
第2項 企業債償還金		296,232千円
第3項 予備費		10,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、37,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

226,734千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成19年度和歌山県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度和歌山県土地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地売却面積 35,330m²

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 土地造成事業収益		1,064,412千円
第1項 営業収益		1,059,717千円
第2項 営業外収益		4,695千円
	支	出
第1款 土地造成事業費用		1,629,926千円
第1項 営業費用		1,351,900千円
第2項 営業外費用		278,026千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,036,245千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		2,956,000千円
第1項 企業債		2,956,000千円
	支	出
第1款 資本的支出		3,992,245千円
第1項 土地造成費		48,245千円
第2項 企業債償還金		3,944,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、別表のとおりと定める。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、326,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 17,427千円

別表

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
元利金債	千円		%	
西浜地区	1,034,000	(1)借入先 政府、銀行	5.0以内	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政その他の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
日高港地区	655,000	又はその他		
御坊地区	176,000	(2)借入時期		
御坊第2地区	1,091,000	平成19年度		
		ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。		
		(3)借入方法		
		普通貸借又は債券発行		

和歌山県報

平成十九年三月二十七日

号外

別冊一